

常総市立小中学校AIドリル導入事業 事業者選定要領

1 趣旨

この要領は、常総市立小中学校AIドリル導入事業において校種別の優先交渉権者を選定するため、企画提案書、機能要件確認書、見積書及びデモンストレーション環境（以下「企画提案書等」という。）並びに企画提案プレゼンテーション動画の内容等の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査の対象となる事業者

審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 常総市立小中学校AIドリル導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の「2. 参加資格要件について」に掲げる要件を全て満たす者
- (2) 実施要領の「4. 参加申込み及び参加資格審査について」に掲げる書類を提出期限までに全て提出した者

3 審査の方法

(1) 一次審査

①審査方法

企画提案書等の内容について審査し、参加申者のうち二次審査に参加できる者（以下「一次審査通過者」という。）を5者程度選定する。

なお、見積額が、実施要領の「1. (4)」に記載の提案上限価格を上回る場合には、一次審査の対象外とする。

②審査項目及び配点

点数については、合計600点満点とし、審査項目及び配点は、以下のとおりとする。審査項目別の配点については、別表1のとおりとなります。

○企画提案書、機能要件確認書及びデモンストレーション環境による評価：540点	合計：600点
○見積書による評価：60点	

※審査結果における合格基準は、選定委員の合計得点の割合が6割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。

(2) 二次審査

①審査方法

企画提案書等に基づくプレゼンテーション動画にて審査を行う。

企画提案プレゼンテーション動画については、提出した企画提案書等の説明及び企画提案書等の内容を補足する機能説明のプレゼンテーションを合わせて40分以内とする。

企画提案書等及び企画提案プレゼンテーション動画について、期間を定めて選定委員及び事務局から質問できるものとする。

※機能要件確認書に記載された内容に関して可能な限り行うものとする。

※プレゼンテーション動画の内容を受け、一次審査の結果を修正することは認めるものとする。

※プレゼンテーション動画提出に際し、企画提案書等以外の新たな説明資料の提出は認めないものとする。

②審査項目及び配点

点数については、合計600点満点とし、審査項目及び配点は、以下のとおりとする。審査項目別の配点については、別表1のとおりとなります。

○企画提案書、機能要件確認書、デモンストレーション環境及び企画提案プレゼンテーション動画による評価：540点	合計：600点
○見積書による評価：60点	

4 優先交渉権者の選定

校種別に各選定委員の審査結果を集計し、点数の最も高い事業者をそれぞれ「優先交渉権者」として選定する。なお、選定の結果、両校種で同一の優先交渉権者が選定された場合でも、審査の有効性は失われないものとする。

優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点交渉権者と、次点交渉権者との協議が整わない場合は、第3位交渉権者と協議を行う。

※ 評価点の最も高い事業者が2者以上あるときは、機能要件の点数の高い者を、優先交渉権者とする。

5 その他

参加事業者が1者の場合であっても審査を実施し、審査の結果、選定委員の合計得点の割合が6割以上の場合は、その事業者を交渉権者とし協議を行う。

別表 1

評価項目	大項目	小項目	配点
企画提案書, 機能要件確認 書, デモンス トレーション 環境及び企画 提案プレゼン テーション動 画による評価	実施体制	-	10
	実施スケジュール	-	10
	非機能要件	導入支援・運用支援・保守支援	60
		導入実績	60
	機能要件	操作に関する観点	40
		出題に関する観点	190
		解答・採点に関する観点	50
		学習履歴の管理やデータ活用に関する観点	90
		セキュリティに関する観点	10
		その他機能	20
見積書による 評価	-	-	60

合計 600点